

平成30年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成30年9月26日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第40号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
第41号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成29年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成29年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成29年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
議員提出議案第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第4 第46号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 足立初雄君 2番 伊與田伸吾君 3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君 5番 水野千代子君 6番 都築一三君
8番 中根久治君 9番 浅井武光君 10番 大嶽弘君
11番 池田久男君 12番 笹野康男君 13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君 15番 酒向弘康君 16番 杉浦あきら君

欠席議員（1名）

7番 鈴木雅史君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	建設部次長	佐々木要君
教育部次長兼 学校教育課長	牧野宏幸君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君
消防次長兼 消防署長	小山哲夫君	監査委員	山下力君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、御熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで、御報告いたします。

7番、鈴木雅史議員は、入院中のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者15名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（杉浦あきら君） 日程第 2、第 40 号議案から認定議案第 9 号までの 15 件と、陳情第 7 号から陳情第 10 号までの 4 件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11 番、池田久男君。

〔11 番 池田久男君 登壇〕

○11 番（池田久男君） 皆さん、改めましておはようございます。

朗読をもって、審査結果報告書とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成 30 年 9 月 26 日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成 30 年第 3 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第 40 号 平成 30 年度幸田町一般会計補正予算（第 1 号）中、歳入全部、歳出 15 款・55 款・60 款・70 款。

第 1 条、歳入全部、8,674 万 4,000 円追加。歳出、15 款総務費、3,500 万円追加。55 款教育費、7,399 万 4,000 円追加。60 款災害復旧費、400 万円追加。70 款諸支出金、2,078 万 7,000 円減額。第 2 条、債務負担行為、6,350 万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 41 号 平成 30 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、歳入歳出、6,000 円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第 7 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。

国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第 8 号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。

私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第 9 号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。

愛知県に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。賛成多数をもって採択すべきものと決した。

陳情第 10 号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。

国に対し私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。賛成多数をもって採択すべきものと決した。

大変失礼しました。以上です。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、浅井武光君。

〔9番 浅井武光君 登壇〕

○9番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成30年9月26日

議長 杉浦あきら様

委員長 浅井武光

平成30年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第40号 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳出20款・35款・45款。

第1条、歳出、20款民生費、1,100万円追加、35款農林水産費、960万8,000円減額、45款土木費、685万5,000円減額。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出、1億543万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出、2,190万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入、35款繰入金、960万8,000円減額、40款繰越金、960万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入、30款繰入金、1,045万5,000円減額、32款繰越金、1,045万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔9番 浅井武光君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、酒向弘康君。

〔15番 酒向弘康君 登壇〕

○15番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成30年9月26日

議長 杉浦あきら様

委員長 酒向弘康。

平成30年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

認定第1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額153億7,688万1,600円、歳出総額146億2,970万9,226円、差引額7億4,717万2,374円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成29年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額3,790万3,707円、歳出総額1,710万9,219円、差引額2,079万4,488円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額37億5,647万4,224円、歳出総額36億1,469万1,665円、差引額1億4,178万2,559円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額4億308万2,638円、歳出総額4億251万5,838円、差引額56万6,800円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成29年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額18億5,726万7,520円、歳出総額18億1,943万6,032円、差引額3,783万1,488円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額3億1,714万686円、歳出総額3億1,414万686円、差引額300万円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額3億4,335万3,056円、歳出総額、3億3,374万3,757円、差引額960万9,299円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額6億7,161万7,142円、歳出総額6億6,116万698円、差引額1,045万6,444円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成29年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

収益的収入8億3,507万5,001円、収益的支出6億6,711万9,294円、資本的収入1億841万4,560円、資本的支出2億9,122万2,946円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

[15番 酒向弘康君 降壇]

- 議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（杉浦あきら君） 以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結します。
これより、上程議案15件と陳情4件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

- 13番（丸山千代子君） ただいま議題となっております案件について、反対の立場から討論をさせていただきます。

認定1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度の一般会計の決算額は、歳入総額153億7,688万1,000円、歳出総額146億2,970万9,000円で、繰越明許費繰越額を差し引くと7億3,732万6,000円にのぼる実質収支額であります。歳入に占める町税の割合は52.48%で80億7,062万8,000円、前年度より4億170万4,000円の落ち込み、減収ですが、その主な要因として、自動車関連企業の不調による法人町民税の落ち込みと一部国税化の影響があり、町財政が企業の業績変動に左右される基盤となっていることを指摘するものであります。この落ち込みをカバーするように、ふるさと寄附金を年度途中で補正増額するなど好調となりましたが、ふるさと寄附金については総務省が納税制度を見直す方針でもあり、財源確保に依拠するものではないと指摘できるものであります。

2018年3月期決算では、大企業の4割が過去最高益を上げ、400兆円を越す巨額の内部留保をため込みました。安倍政権がとってきた経済政策アベノミクスが労働者の実質賃金を低迷させる一方で、大企業には大もうけをさせている実態が改めて明らかになりました。資本金10億円以上の大企業にも応分の負担として制限税率いっぱい

で法人町民税を引き上げ、自主財源を確保すべきであります。同時に消費税増税は国民に8兆円もの負担増を押しつけました。消費は落ち込み、小売や製造など中小零細業者は廃業などにも追い込まれております。苦境に立たされております。大企業優先ではなく中小零細業者の暮らしと営業が成り立つ地域内循環型の経済に発展させることを求めます。

消費税8%から10%へと増税が来年10月に実施されることが決まっております。消費税は社会保障の財源充実に使うと言いながら、逆に社会保障の連続改悪を押しつけており、国民の経済的格差、貧困が大きく拡大しております。町にとっても消費税10%引き上げに伴い、一部国税化で法人町民税が6%になることが決まっております、その影響は大きいものと指摘でき、町民生活を圧迫する消費税増税に反対するものであります。こうした国の国民負担増のもと地方自治の本旨に基づき、町民の福祉増進、この立場で防波堤の役割を示すべきであります。

今決算において町民生活に係る点では、子育て支援と言いながら児童クラブ使用料の引き上げを実施し、1カ月33%もの引き上げ、長期休み利用は78%の引き上げをする一方、今なお待機児の解消に至っておりません。応急的に増設ではなく抜本的に見直し、計画をするべきであります。

マイナンバー付個人情報の漏えいが2016年度に比較をし2017年度は倍増していることが、個人情報保護のための国の監督機関、個人情報保護委員会の公表で明らかになりました。倍増した主な原因は、住民税の特別徴収額の決定通知書にマイナンバーを載せるようになったためでありました。個人番号法では、国民に番号の提供を義務づけておりません。マイナンバーカードの交付枚数は今決算でも申請は下回っており、低迷しております。個人情報漏えいがさらに危惧されるもので、中止・廃止すべきであります。

今決算で、町民生活、暮らしとの関係で見えますと、地方自治体に求められるのは国の悪政から町民を守る防波堤の役割と、町民の立場から国や県に堂々としっかり物を言うことではないでしょうか。今の安倍政権が福祉を後退させる中で、地方自治法第1条にうたわれている地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとの立場で、町政と町民サービスの向上への努力が求められているということを最初に述べておきます。

さて、拡充すべき点であります。課題となっております高齢者へのタクシー助成と利用しやすいコミュニティバスとしての充実路線の拡大を求めるものであります。

子育て支援として、3歳未満児保育で待機児解消、障害のある子の早期発見・早期支援のため5歳児健診の実施、児童クラブの待機児解消、子ども会運営に対する支援のため充実を求めるものであります。

地球温暖化対策や北海道地震の教訓でもありますように、再生可能エネルギーの取り組みは促進すべきものであり、住宅用太陽光発電システム補助の復活で住民要望に応えるべきであります。

平成32年4月からごみ袋代3分の1値下げと表明されましたが、住民は高いごみ袋の値下げを早く早くと待ち望んでおります。2019年度予算に反映すべきものではない

いでしょうか。

生活道路整備は町民要望の高いものであります。とりわけ老朽化した側溝や民間開発で進めた宅地開発では、側溝の有蓋化が進んでいません。計画的に側溝のふたかぶせを求めます。

南海トラフなど耐震化対策では、木造住宅耐震改修が4件しかなく遅々と進まない現状であります。メニューをふやし、町民の命と安全を守るよう求めます。あわせて、単独の住宅リフォーム・店舗リニューアル助成の創設で、地元業者の仕事確保につながるよう求めます。

格差と貧困が拡大する中、教育は無償という立場から就学援助の対象品目を拡大し、宿泊を伴う校外活動のスキー合宿には全額対象とすべきであります。不登校の子どもが5年間で倍増するなど、ふえてきている現状を認識し、スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーの配置、居場所づくりなど、支援を進めるべきであります。

評価すべき点では、多世代交流施設豊坂ほっと館の建設や小学校トイレの洋式化、坂崎小学校・幸田小学校の児童クラブ拡充、福祉避難所設置、就学援助の入学準備金3月支給、障害者のためのショートステイの取り組みなど、一定の住民要望に応えられたものであります。成瀬町長におかれましては、最初の決算認定であり、住民の暮らし、福祉、教育の充実、地方自治の本旨に立った町政運営を進めるため、指摘が新年度の予算編成や今後の町政に生かされるよう願って、反対討論といたします。

認定3号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。ことし4月から、国民健康保険は都道府県化によって愛知県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括・監督する仕組みがスタートいたしました。国は、都道府県化に向けた措置として毎年3,400億円の公費投入を行うこととして、平成27年度から国保税の法定減額適用者の数に応じて、市町村に公費を配分する低所得者対策に毎年1,700億円を投入してきました。しかし、幸田町では、県単位化に向けての保険基盤安定へ使うとして、基金への積み立てを行ってきました。また、一般会計からの繰り入れは、当初8,000万円だったのが2,000万円減額し、国保税の引き下げ、据え置きを見送ったものであります。国民健康保険の加入世帯は4,518世帯7,802人ですが、加入者は農業、商業、自営業者、高齢者、非正規雇用の人たちが多く加入し、健康保険組合や協会けんぽなどと違い事業主負担がない制度のため国保税の値上げが続き、高過ぎて払えない人が続出しており、滞納額は1億9,257万円にもなっております。国保税が高過ぎて払えないものになってきているその要因として、加入世帯で低所得者がふえてきている構造的なものと、国が国保財政への責任を後退させ公費負担を削減したことでもあります。さらに都道府県単位化で、県が決めた納付金を完納できないとペナルティーを課されてまいります。そのため加入者への徴収強化などが懸念されるものであります。一般会計からの繰り入れをふやし、払える国保税にすべきと求めて反対討論といたします。

認定4号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、被保険者のみに保険料の負担義務があります。平成29年度は4月から低所得者世帯への保険料の軽減措置を縮小し、

高齢者に負担増を押しつけました。現行5割軽減を2割にし、扶養家族だった人の定額部分の現行9割軽減は7割に縮小し、3倍へと保険料がはね上がった年度であります。低所得者には重い保険料となり、年金18万円未満の人は普通徴収のため滞納しがちであります。短期保険証は3人、保険証未渡しは1人となっておりますが、これは高齢者を医療から遠ざけるもので、受診抑制につながります。また、高額療養費の未申請も大きな問題です。37万151円にのぼる限度額適用標準負担額減額認定証の交付勸奨で医療機関の窓口に提示すれば、高額療養費の申請をしなくても限度額だけ支払えば済むというようにすべきであります。高齢者をそれまで加入していた医療保険制度から75歳という年齢で追い込み区別してしまう医療保険制度に反対するものであります。

認定5号 平成29年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。厚生労働省は、2017年度の介護給付費等実態調査で、1年間に介護サービスを受けた人の総数が対前年度比で9万6,000人減って604万1,200人になったと発表をいたしました。これは2015年度の介護保険法改定で、介護予防給付サービスの対象だった要支援1・2を保険給付から外し、市町村が運営する総合事業に移行した影響があらわれた形となりました。幸田町でも第6期の最終年度である平成29年度から総合事業に移行をいたしました。多様な担い手が集まるとされた総合事業であります。単価が安いことから事業者が集まっておりません。緩和型サービスでは、それまで介護予防を担っていた事業者が安い単価で請け負ったりしており、事業所運営にも厳しい状況になっているのが現状であります。要支援の訪問介護と通所介護が介護保険の給付から外され総合事業に移行したことによって、介護サービスが前年度に比較し減っていることが決算からも明らかであります。さらに特別養護老人ホーム入所を原則要介護3以上に限定し、高額介護サービス費の負担限度額引き上げなどが行われました。平成29年度の介護保険法の改悪によって、ことしの8月からはさらに2割負担者のうちの現役並み所得者の利用者が3割負担にと引き上げられたのであります。要介護1・2の介護保険外しも狙っております。まさに介護の取り上げです。介護が必要な状況であっても介護保険が利用できない実態があり、安心して介護が受けられるよう求めるものであります。

認定7号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定8号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、いずれも下水処理に係るものであり、あわせて討論をいたします。

農業集落排水事業の区域で3,002戸、下水道区域で1万553戸に対して、10%から17%の使用料の引き上げを行い、合わせて3,614万8,000円の住民負担増となりました。生活に与える影響も大きく賛成できません。

認定7号と認定8号とあわせて認定9号 平成29年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてのこの3会計は、消費税増税に対して反対の立場であることを表明し、反対討論といたします。

以上で終わります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

1 番、足立君。

〔1 番 足立初雄君 登壇〕

○1 番（足立初雄君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました決算認定第1号議案 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

平成29年度の決算における歳入は153億7,688万1,000円で、対前年度620万2,000円の増収でありました。一方、歳出については146億2,970万9,000円で、対前年度比0.5%の減となっています。

まず、歳入については、税収の総額は80億7,062万8,000円であり、対前年度比4.7%の減となりました。このうち個人町民税においては、給与所得の納税義務者の増加や一人当たりの所得の増加などにより3.7%の増となりました。しかし、法人町民税については、自動車関連企業などの納付額が減少し、金額にして5億9,309万6,000円、率にして64.1%の大幅な減収となりました。

固定資産税については、土地区画整理などにより一般住宅や店舗等の新築が増加するなど、全体では2.3%の増収となりました。今後とも安定した財源となってくるものと思います。

寄附金についてはほとんどがふるさと納税によるものでありますが、本町の財政運営に極めて大きなウエートを占めております。前年度対比で48.8%増の16億6,951万2,000円であり、大切な財源となっております。しかし、ふるさと納税は将来に向かっては安定した財源とは言いがたく、今回もその約半分は経費として支出されています。今後は、町内の方々から寄附を受けやすくする方法なども検討していただきたいと思います。

今後も企業の収益は予想が難しく、法人町民税の一部国税化を控えており、引き続き厳しい財政事情が予測されます。さらに一層国や県の補助金の獲得努力や近隣市との公益公共事業のあり方を研究して、叡智をもって持続可能な行財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、歳出については、ともに育み、多世代が生き生きできるまちを目指しての方針のもと主な新規事業としては、町民会館の音響及び照明設備の修繕、児童を中心とした多世代交流施設の位置づけである豊坂ほっと館の建設、岡崎市に建設された障害を持つ子の支援の施設であるこども発達センターへの参加運営費の負担、児童の増加対策としての坂崎小学校の整備、高度救命処置用資機材を装備した災害対応特殊救急自動車の購入、町民の生活に直結する親切行政推進事業では人員を増員し迅速な対応に尽力され、その処理件数も前年度に比べ277件、約33%の増加をしております。

また、ソフト面においても、災害が発生したときの対応として業務継続計画の策定、また最近問題となりつつある空き家対策基本計画の策定などの事業を積極的に実施されました。

一方、各種福祉サービスや福祉手当等の費用、扶助費の増加など経常的経費も増加しており、経常収支比率は89.5%と昨年度に比べ4.7%高くなっています。平成29年度以降も厳しい財政状況が予測されますが、財政の健全性とバランスをとりつつ行

政の根本の目的である住民の福祉向上に十分配慮され、未来の笑顔につながる環境づくりの実現に向けて、さらなる御尽力をいただくことを期待いたしまして、賛成討論いたします。

以上です。ありがとうございました。

〔1番 足立初雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について、順次討論をしてみたいです。

認定議案第1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず歳入で、法人町民税が5億9,000万円余りの減収であります。一方、個人町民税は9億2,000万円余りの増収であります。このことから指摘できるのは、法人住民税の不安定さであります。法人住民税の税率を適法的に引き上げるべきであります。全国の都市の50%以上が適法的に税率を引き上げ、自主財源を確保していることは御存じのとおりであります。幸田町も法人住民税を適法的に引き上げ、自主財源を確保すべきであります。都市計画税は、二重課税のそしりを受ける税制であります。計画的に廃止し、その財源は法人住民税の適正課税で賄われるものであります。

ふるさと納税制度は、富裕層の節税制度であります。富裕層にさらなる金もうけを奨励する制度で、返礼品はエアウィーヴのマットレスに集中しておりますが、このマットレスがオークションに出されている実態は富裕層のさらなる金もうけの制度になっていることを如実に示すものであります。

次に、歳出であります。幸田町は健康の町を宣言をしております。子どもの医療費無料化は、義務教育終了までから18歳まで医療費を無料化する。そして、名実ともに健康な町にふさわしい施策を前進・発展させるべきであります。年齢が高くなるにしたがって、15歳以上を含めて、体力がつけばけがは少なくなる、病気も少なくなってくる。医療費の増高を心配をするのではなくて、健康の町にふさわしい施策をさらなる充実発展をさせるべきであります。

小学校の修学旅行費の保護者負担を解消すべきであります。

ごみ袋代は県下で3番目に高い1袋45円であります。廃棄物処理は自治義務、固有事務であります。地方自治法は自治義務、固有事務に係る経費を住民に負担をさせてはならないと明確に規定をしているものであります。一方、ごみの減量化・資源化は、町民の協力と理解のもとで県下でもトップクラスにあります。ごみ袋の値段を製造原価に引き下げ、住民の協力がきちんと行政は応えるべきだと、こういう提起に対して前町長はごみ袋の値段が県下で2番目に高いからごみの減量化・資源化が進む、こういうはやめちやな論法を披瀝をし、展開をし、住民の感情を逆なでることを平然と答弁することを繰り返してきたのであります。ごみ袋代は製造原価以下に引き下げるべきであります。

コミュニティバス、福祉バスは車椅子利用がゼロであります。車椅子利用が気兼ねな

く利用できるように、その環境と条件、バスの後部から車椅子が乗車できるようにバスを改造するか、新たに車椅子対応のコミュニティバスを購入し環境を整えるべきであります。制度発足の趣旨、それは町民の足を守ること。そもそもは幸田駅から西浦形原方面の名鉄バスが廃止をされ、特に豊坂学区では、上六栗はこのバスを利用して病院に通う、こういうことがなくなった。まさにそうした点で制度の発足そのものが住民の足を守る、誰もが安心して利用できることであります。さらに、バス運転手の教育も必要でしょう。何よりも行政が日常業務の中で障害者への対応はどうあるべきかを研修させるべきであります。

定住化促進で住宅資金利子補給制度は、前町長が目的を達成したなどとして制度を途中で廃止をしました。幸田町は若い人たちを中心にした人口増の町であります。終のすみかとして幸田町に土地を求め住宅を建て、マンションを購入して生活の基盤をつくる町民の支援をすること、それは安定した人口増の町、人口5万人を目指す幸田町にとって重要な政策の選択肢であります。制度の創設と充実、さかのぼり3年として、その対象を充実されることを求めるものであります。

幸田町政を特徴づける施策の一つに借地行政があります。借地とは、町の借金であります。毎年4,300万円余りの利子を支払い続けても借金の元本、借地を減らすことができない。借地地獄から抜け出せないのが借地行政であります。借地行政に対する方針を明確に確立をすべきであります。29年度決算では68カ所、面積は12万4,875平方メートル、4,302万円。これは、毎年12万5,000平方メートルの借地に4,300万円余りの利子を支払い続けても、元金は一向に減らすことができず、利子を払い続けるというものであります。新たな借地は今後一切しないこと。今ある借地は必要なものは買収し、そうでない借地は返還をする。そのような方針を確立をすべきであります。借地は定年退職後の安定した収入源であり、借地を解消したり、買収などの話には一切応じないとする地主の心情はあるにしても、行政が今まで進めてきた行政を改めて、借地に対する確固とした態度を貫くことがどうしても必要であります。

認定議案第3号 平成29年度国民健康保険特別会計決算認定であります。高過ぎて払いたくても払い切れない国保税と称される国保税。要求資料の92ページにありますように、県下54市町村中、幸田町は高いほうから6番目、1世帯当たり17万8,005円という国保税額であります。高過ぎる国保税を引き下げ、一般会計からの繰入額を増額すべきであります。県下54市町村中、1人当たりの繰入額は1万6,344円で、これは県下で12位であります。国保税の課税方法は応能割と応益割という課税方法であります。29年度決算で、応能割の課税は所得割と資産割に課税方式を採用しておりますが、資産割とは何なのか。資産割とは、資産を所有することによって収益があるという考え方であり、資産保有で得られた収益には、所得によって補足をされるものであります。資産割はまさに二重課税そのものであります。さらに応益割も二重課税だと指摘できるものであります。個人均等割と世帯平等割ですが、個人均等割は一人一人に課税をされる税ですから全員に課税がされます。世帯平等割は、世帯を構成する一人一人に課税をする、これが世帯平等割であります。1世帯も5人世帯も課税されるのが世帯平等割課税であります。つまり、個人均等割で課税をされ、世帯割でも課税を

される、これが世帯割課税であります。まさに二重課税そのものであります。応能割の資産割を廃止し、応益割の平等割も廃止すべきだと提起をするものであります。

認定議案第7号 農業集落排水事業特別会計決算認定、認定議案第8号 下水道事業特別会計決算認定であります。この2議案に共通するのが受益者負担金・分担金であります。そもそも受益者負担金・分担金を求められる受益とは一体何ですか。事業を実施することによって得られる受益は特別な受益ではなくて、事業そのものの実現を目指すごく一般的な受益であります。特別な受益でもない受益に特別な受益がありとして、分担金・負担金を課すことは認められるものではありません。

認定議案第9号 水道事業会計の処分及び決算認定についてであります。成果の説明書226ページ、水道事業の業務実績の表の中で有収率の表記があります。そもそも有収率とは何なのかということであります。有収率100%はあり得るのか。幸田町が採用している水道メーターは実測メーターではございません。推測メーターであります。不感水量があります。有効無収水量とは消火栓水量、洗管水量、保全水量などがございしますが、100%ではあり得ない数値であります。今後、成果の説明書の水道事業の業務実績表の表記を改めるように提起をするものであります。

認定議案第7号、第8号、第9号の3議案に共通するのが自民党の公約違反の消費税の転嫁であります。消費税率8%を10%に引き上げが決定をしていることを踏まえれば、増税に反対をし、消費税の転嫁を廃止することを政府に要求すべきであることを提起し、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情に対し、原案に賛成する立場から討論をしてみたいです。

私立高校生に対する授業料助成は、制度発足以来、年額1万2,000円であります。陳情にもあるように、愛知県では3人に1人が私立高校への進学で、私学は公教育の一環となっております。しかし、公立と比べ父母負担は公私格差があり、各市町村では格差是正のため私立高校生授業料助成をしておりますが、この発足当時の1万2,000円から据え置きとなったままであります。安城市や高浜市では低所得者層には2万4,000円からまた1万8,000円、刈谷市では一律1万8,000円、豊田市では一律1万5,000円となっております。いまだに家庭の経済状況の厳しい世帯では、せっかく進学したものの年度途中で勉強の道を閉ざされる状況もあります。とりわけ低所得者世帯の負担は大変であります。所得に関係なく助成額を引き上げるとともに、提案であります。刈谷市や豊田市、また高浜市や安城市のように、低所得者階層への手厚い拡充をすべきと求め、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長(杉浦あきら君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより上程議案15件と陳情4件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第40号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算(第1号)、本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第1号)、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号)、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成29年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成29年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成29年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成29年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成29年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第7号は採択することに決しました。

次に、陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。陳情第8号を採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第8号は不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第9号は採択することに決しました。

次に、陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第10号は採択することに決しました。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、議員提出議案第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、以上3件を一括議題といたします。

提出者に、提出理由の説明を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） それでは、議員提出議案1号から3号までの3件、順次朗読してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成30年9月26日

提出者 幸田町議会議員 池田久男

賛成者 幸田町議会議員 伊與田伸吾

〃 鈴木重一

〃 水野千代子

〃 中根久治

〃 笹野康男

〃 伊藤宗次

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校では新学習指導要領の移行期間が始まり、外国語教育については、授業内容や授業時間数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となることが懸念される。

昨年度、文部科学省は、9年間で2万2,755人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として、3,415人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施のための小学校専科指導の充実など、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としてはたいへん不満の残るものとなった。

少人数学級は、保護者・町民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施

が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職におかれては、平成31年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月26日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

議員提出議案第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成30年9月26日

提出者 幸田町議会議員 池田久男

賛成者 幸田町議会議員 伊與田伸吾

〃 鈴木重一

〃 水野千代子

〃 笹野康男

〃 伊藤宗次

提案理由

愛知県の私学助成の拡充を求める必要があるから。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書(案)

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられ、今年度予算においても、高校経常費助成の国基準を確保し、期限付きの常勤講師を抑制して専任教員を増やす制度も整えられてきた。

とりわけ、平成28年までの3年間で、国の就学支援金の加算分を活用して従来の授

業料助成制度が復元され、授業料本体については、甲ランク（年収３５０万円以下）は無償、乙Ⅰランク（年収３５０～６１０万円）は３分の２、乙Ⅱランク（年収６１０～８４０万円）は半分が助成されることとなり、国の奨学給付金制度とも相まって、私立高校の経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、その施策は、私学に通う生徒と保護者を支える大きな力となってきた。入学金助成も甲ランクが実質無償化され、乙Ⅰランクは１０万円（入学金の２分の１）、乙Ⅱランクは６万５,０００円（入学金の３分の１）が助成されている。

しかし、年収９１０万円まで無償化され、それ以上の所得層でも年間約１２万円の負担で通うことができる公立高校と、上記の授業料・入学金制度があるといえども、初年度納付金が約６５万円（県内私学平均）の私立高校の間には、今なお大きな学費格差があり、子どもたちが学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。昨年度から「高校選択の自由を広げる」ことを理由に、公立高校の入試制度改革が実施されたが、「高校選択の自由」のためには、まず、学費の公私格差を解消して「私学を選択する自由」を保障することが求められる。

大阪府では府の独自予算で「年収５９０万円以下では月納金を無償化」「年収８００万円以下は年間学費負担を１０万円以下」にしており、東京都では「年収７６０万円以下」世帯の授業料が無償化された。京都府は年収５００万円以下で授業料が、埼玉県は年収５００万円以下で学納品が無償化されている。神奈川県は国の無償化政策の動向を先取りする形で、今年度から年収５９０万円以下の授業料無償化を実施した。

「私学も無償に」が大きな潮流となる中、愛知県では、年収３５０万円以下の「授業料・入学金の無償化」が実現しているものの、所得の中間層においても学費の大きな負担が残っており、「保護者負担の公私格差の是正」は抜本的な解決に至っておらず、私学に入学する生徒の多くが不本意入学という「公私両輪体制」にとっていびつな状況が続いている。

よって当議会は、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年９月２６日

愛知県額田郡幸田町議会

（提出先）

愛知県知事 宛

議員提出議案第３号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第１４条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成３０年９月２６日

提出者 幸田町議会議員 池田久男

賛成者 幸田町議会議員 伊與田伸吾

- 〃 鈴木重一
- 〃 水野千代子
- 〃 笹野康男
- 〃 伊藤宗次

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置を講じてきた。

とりわけ私立高校生に対する「就学支援金」については、平成26年から、年収250万円以下の家庭には29万7,000円、年収350万円以下の家庭には23万7,600円、年収590万円以下の家庭には17万8,200円、年収910万円以下には11万8,800円を給付する制度が始められ、非課税世帯への奨学給付金制度とも相まって、学費滞納・経済的理由による退学者が大幅に減少するなど、これまでの国の私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかし、それでもなお、年収910万円以下が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と、入学金や施設設備費等も含め初年度納付金で約65万円（愛知県私立高校平均）の学費を負担しなければならない私立高校との間では、学費負担の格差はあまりにも大きく、子どもたちは学費の心配をせずに私学を自由に選ぶことができず、「公私両輪体制」にとって極めていびつな事態は解消されていない。

昨年10月の総選挙では、すべての政党が「教育費無償化」「私学の無償化」を公約に掲げ、12月には政府も消費増税による「2兆円パッケージ」として「年収590万円以下の私立高校無償化」の制度設計を発表した。これを受けて、神奈川県では今年度から「年収590万円以下の授業料無償化」を先行実施し、大阪府（年収590万円以下の学費無償化）・東京都（年収760万円以下の授業料無償化）・埼玉県（年収500万円以下の学費無償化）など、私立高校の無償化は全国的な潮流となっている。

愛知県においても、高校生の3人に1人が私学に通っている。90%以上が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、喫緊の課題となっている。

また、財政が不安定な私学では、経営に対する不安から「一年契約の期限付き教員」の採用が増え、各学園の教育を揺るがしかねない事態も広がっている。私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税

交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

以上です。

[11番 池田久男君 降壇]

○議長(杉浦あきら君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております、議員提出議案3件について、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第1号について、質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第2号について、質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号について、質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案3件について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、議員提出議案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。
次に、議員提出議案第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。
起立多数であります。
よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。
次に、議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(杉浦あきら君) 着席願います。
起立多数であります。
よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長(杉浦あきら君) 日程第4、第46号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。
朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 第46号議案 幸田町一般会計補正予算(第2号)につきまして、

議案書の1ページをお開きください。

第1条「債務負担行為の補正」であります、2ページをごらんください。

提案の理由といたしましては、平成30年8月18日に桐山地内で発生しました火災出動中におきまして、上六栗地内で交通事故により破損しました消防ポンプ自動車につきまして、製造後13年を過ぎており、修理部品の供給ができず修理不能の状態でありますので、新たに購入するに当たりまして、債務負担行為をお願いするものでございます。新たに購入する消防ポンプ自動車は、基本的には事故車両と同等の仕様であります、車両艤装を含め、納入するまでに相当の期間を要し、年度内に納入することができないため、平成31年度を期間といたしまして、消防ポンプ自動車購入に要する経費3,280万円の債務負担行為をお願いするものであります。

なお今回、町民の皆様の一刻も早い安全・安心を守るため、追加提案という形で急なお願いを申し上げるものであります、このような結果になってしまったことは十分に反省をいたすところであります。今後につきましては、私ども職員の安全運転と運転技術の向上にも、これまで以上に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第46号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事故車両の製造メーカー及び新しく購入をされる車両の製造メーカーをそれぞれ。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 事故車両におきましては、小川ポンプ工業製の車両でございます。今回お願いする新たに購入を予定しております車両につきましては、特にメーカー指定はしてございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞き手の粗相は言い手の粗相だというふうに理解はするけれども、私は消防車両の製造メーカーはどこか。トヨタ、日産、イズズ、いろいろあるでしょ。そういうことを聞いているわけで、小川ポンプはその車に装着をするメーカーですよ、装着メーカー。ですから二手に分けるような内容の説明はいかなものかと。答弁がい

ただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 事故車両につきましてはトヨタ自動車でございます。大変申しわけございませんでした。新規購入する車両については、現段階で設計書を作成中でございますけれども、メーカー指定はしてございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） メーカー指定はいい。ただ、トヨタといってもいろいろな車種がある。消防車両に適した車両。クラウンもあるわな、レクサスもあるわな、トヨペットもあるわな。そこら辺は、一々質問者にこんなくだらんと言っただけではいかんけれども、説明をさせるな。答弁を求めるようなことをさせるな。どういう自動車を買うんだといったときに、製造メーカーはどこだこうだと言ったら、トヨタでございますと。もう少し対応の仕方を考えてもらいたい。答弁いただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

消防長。

○消防長（吉本智明君） 大変申しわけございません。ベース車両につきましては、トヨタのダイナというものが事故車両でございます。今回お願いいたしますものについては、それと同程度のものということでお願いしております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、事故車両と同等ということでトヨタのダイナだということで、その車両を小川ポンプが買って装着するでしょ。買ってという言い方はいかんけれども、要はトヨタのダイナに小川ポンプが装着をする。それを全部含めているわけでしょ。ダイナはダイナだと。消防に必要な器具、そういうものは別ですよと。基本的には別ですよ。別だけれどもトータル的にどうするかという点でいったら、どこが責任を負うのか。責任の所在はどこか。トヨタじゃないですよ。トヨタのダイナの問題じゃない。トヨタのダイナに消防に必要な機材を積み込む小川ポンプ。まあ、非常に優秀なメーカーだというふうには承知はしております。しかし、どういう形なのかという点でいけば、説明責任果たしてくれよ、一々あれどうだ、これどうだ、指折って説明しなければならないのか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回事故を起こしました車両でトヨタのダイナに小川ポンプが艤装をしたというところで、CD-Iというタイプの仕様でございます。CD-Iというのはキャブオーバー型のダブルキャブのホイールベースが2メートルから3メートルの車種で、通常車両重量が5トン未満であるが、上部消防仕様については7.5トンまでとなる車両のことをCD-Iというふうに言っております。その車両につきまして今回事故を起こしたわけですが、提案説明の中にございましたとおり、車両製造より13年経過しております、事故後メーカーをすぐに呼び寄せ、修理可能かどうかの検証をさせていただきました。その結果、キャブの変形が著しいということ。キャブはトヨタ製のダイナのものでございまして、当該車両のキャブについてはメーカー

サイドで載せかえが不可であるというような回答をいただいております。また、積載しておりますポンプの配管等の変形・損傷、それからシャーシー骨組みの変形・損傷。このシャーシーについても修復不能であるという回答を得ております。また、後部荷室、艀装の変形・破損。このようなものが重なりまして総合的に修理不能という結論が生まれて、今回このような債務負担をお願いするわけでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう経過がある中で、じゃあ、これは入札によったんですか。随契ですか。入札による場合の規定もあります、随契による規定もあります。これは3,200万円ということですから、そういう契約上の問題はどのような形で処理をされたのか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） この案件につきましては、債務負担をお認めいただきましたならば、9月28日に入札参加者審査委員会を開催いただきまして、指名業者の決定を行っていただきたいと考えております。その後、指名競争入札を行いまして、仮契約の運びと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。ほかにございませんか。1番、足立君。

○1番（足立初雄君） いただきました資料の5番目でありますが、代替措置について記載がありますが、最後の消防団車両借用という分についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 現状、当消防本部の消防ポンプ自動車の整備率でございますけれども、4月の当初では66.6%でございました。当消防本部の規模で申しますと3台が必要ということで、当消防本部では2台の消防ポンプ自動車ということでございます。それが8月18日の事故を受けまして、1台損傷して使えない状態であるということで、整備率33.3%というふうになってしまったところでございます。私どもにございます幸田61の資材搬送車に応急的ではございますが可搬ポンプを積載し、ホースと必要資機材を積載した状態で代用のポンプ自動車としての稼働を今現在実施しているところでございます。しかしながら、消防自動車に関しては、年間を通じて3カ月、半年、1年というような点検が各車両にやっております。当然、今正常に稼働しているポンプ自動車についてもそういった点検があるわけでございまして、そういった点検に1日程度出すわけでございますけれども、そういったときに結果的に消防車両が足りなくなるということの補足といたしまして、消防団をお願いいたしまして、消防署と同じ管内にございます2-1の消防ポンプ自動車を一時的にお借りするというような対応を考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 1つお伺いします。事故の車両なのですが、事故が起きてしまったという車両の構造的な欠陥というのは、それはどういうところにあったのか、またはなかったのか。あったとすれば構造的欠陥をこれから予防するような処置が今度の車にはとられているのか、いないのか。その辺についてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 今回事故を起こしましたCD-Iという車両でございますが、構造的欠陥と申しますか、私は特徴だと思っておりますけれども、トヨタのダイナの車両、骨組みの上にポンプ等の資機材を艀装という形で載せるわけでございますけれども、やはり重心が高い状態でございますので、ハンドルを切ったときにローリングといいますか横揺れが発生するという、そういった車両の運動特性というものがございます。CD-I全般にそういった特性があるわけでございますけれども、今回新しくお認めいただけるものであるならば、車両として今までのCD-Iに対しまして、800リットルの水を積むようなタンクを車両に積載したいと考えております。それによって今までの車両よりも重心を下げることによって操縦安定性が増すという特徴がございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第46号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第46号議案 平成30年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これにて、平成30年9月3日に召集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時10分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 平成30年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月3日から本日まで24日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案、特に補正予算につきましては、本会議及び委員会での審議におきまして、本来あるべき町政へ導くための貴重な御意見、御指摘をいただきました。大変重く受けとめるとともに、今後十分な留意をさらにいたしまして、町政の推進に生かしてまいります。また、平成29年度の決算につきましても、認定をいただきありがとうございました。議員各位からの御意見等を真摯に受けとめ、今後に生かしてまいり所存でございます。

一般質問につきましては6名の議員の方々からいただき、その都度答弁をさせていただきました。さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで御報告をさせていただきたいと思います。

1点目でございます。平成31年度の予算の編成準備時期に入っておりますが、先日、10月1日付の人事異動を実施いたしました。緊急度、重要度を勘案しながら、少しでも町民の皆様のお応えすべき実施をしたものでございます。異動の内容につ

きましては、一覧表を議員の皆様への棚へ入れさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

2点目につきましては、役場庁舎壁面への懸垂幕昇降装置の設置が8月末に完了したことでございます。以前より来庁される皆様方の目にとまるよう、庁舎正面の壁面に設置場所を変更いたしましたものでございます。交通安全等の啓発活動に活用してまいります。

いよいよ10月を迎え、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております事業の執行に全力を掲げてまいる所存でございます。また、スポーツと文化のシーズンを迎え、10月28日の町民運動会、11月11日にはこうた産業まつり、11月21日幸田町社会福祉大会など、イベント・諸行事等を控えております。議員各位におかれましては、何かと御多用と存じますが、ぜひ御出席いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、町政の発展のため御活躍あらんことを心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて、散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年9月26日

議 長

議 員

議 員